二の⑵の表液体りん酸肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 二　牛の部位（肉、皮、毛、角、蹄及び臓器を含む。以下「牛由来の原料」という。）を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第一条第一号ホに規定する牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。	

二の⑵の表副産りん産肥料の項その他の制限事項の欄の二中「せき柱等」を「脊柱等」に改める。

三の⑴の表被覆加里肥料の項その他の制限事項の欄の二中「肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

四の⑴の表肉かす粉末の項その他の制限事項の欄中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同表肉骨粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛の部位（肉、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器を除く。一において同じ。）を原料とする場合にあつては、牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及び畜場法第十四条の検査を経ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の⑴の表蒸製てい角骨粉の項その他の制限事項の欄、乾血及びその粉末の項その他の制限事項の欄、生骨粉の項その他の制限事項の欄及び蒸製骨粉の項その他の制限事項の欄並びに四の⑵の表乾燥菌体肥料の項その他の制限事項の欄の二及び副産動物質肥料の項その他の制限事項の欄中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同表混合有機質肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の⑴の表熔成複合肥料の項その他の制限事項の欄の二中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同表化成肥料の項肥料の種類の欄の二中「鶏ふん燃焼灰」の下に「又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰」を加え、同項その他の制限事項の欄中五を七とし、四の次に次のように加える。

五　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の⑴の表配合肥料の項肥料の種類の欄の二中「鶏ふん燃焼灰」の下に「又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰」を加え、同項その他の制限事項の欄中五を七とし、四の次に次のように加える。

五　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の⑵の表化成肥料の項その他の制限事項の欄の五中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄中六を七とし、五の次に次のように加える。

六　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

五の⑵の表吸着複合肥料の項その他の制限事項の欄の二中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

五の⑵の表副産複合肥料の項その他の制限事項の欄の二及び同表液状複合肥料の項その他の制限事項の欄の四中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

五　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

五の⑵の表配合肥料の項その他の制限事項の欄の五中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄中六を七とし、五の次に次のように加える。

六　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

五の⑵の表熔成汚泥灰複合肥料の項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同表家庭園芸用複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表下水汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表し尿汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表工業汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表混合汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表汚泥発酵肥料の項肥料の種類の欄中「たい積」を「堆積」に改め、同項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表水産副産物発酵肥料の項肥料の種類の欄中「たい積」を「堆積」に改め、同項その他の制限事項の欄の三中「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする肉骨粉を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

附　則

1　この告示は、平成二十六年一月四日から施行する。

2　この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の四⑴の表肉骨粉の項に規定する確認は、この告示の施行前においてもこの告示による改正後の同項の規定の例により行うことができる。